

健健発0331第2号  
平成28年3月31日

都道府県衛生主幹部（局）長 殿

厚生労働省健康局健康課長  
（公印省略）

ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則の一部改正について（施行通知）

標記について、「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業の実施について」（平成16年3月30日付け健感発第0330004号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）の別紙「ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則」を次のように改正するので、貴管内市町村（保健所を設置する市及び特別区を含む。）に対し周知方よろしくお願いしたい。

記

- 1 ポリオ生ワクチン2次感染対策事業実施細則（以下「実施細則」という。）第3の2に規定する医療手当について、通院3日以上、入院8日以上及び同月に入通院をした者に支給する額を36,000円から36,300円に、通院3日未満の者及び入院8日未満の者に支給する額を34,000円から34,300円に引き上げる。
- 2 実施細則第4のアの2（1）に規定する障害児の養育に対する特別手当の額について、1級障害児を養育する者に支給する額を855,600円から861,600円に、2級障害児を養育する者に支給する額を684,000円から690,000円にそれぞれ引き上げる。
- 3 実施細則第4のイの2（1）に規定する18歳以上の障害者に対する特別手当の額について、1級障害者に支給する額を2,736,000円から2,756,400円に、2級障害者に支給する額を2,188,800円から2,205,600円にそれぞれ引き上げる。
- 4 実施細則第5のイの2（1）に規定する死亡した者が生計維持者でなかった場合の遺族に対する一時金の額を7,178,400円から7,232,400円に引き上げる。
- 5 本改正は平成28年4月以降の月分から適用されるものである。